

必置専任教員数の考え方について

1. 入学定員が 60 人以下の法科大学院

法科大学院の必置専任教員数は、修士課程の必置専任教員数をもとに設定されている。

【修士】

研究指導教員（5人）+ 研究指導補助教員（5人）= 10人

【法科大学院】

研究指導教員（5人×1.5=7人）+ 研究指導補助教員（5人）= 12人

法科大学院については、専門職学位課程であることに鑑み、修士課程よりも必置とされる専任教員が多くなるよう規定されている。すなわち、修士課程との差分である2人がこれに当たる。

法科大学院について上乗せして規定されている修士課程との差分である2人以上は法科大学院でのみ専任とされる専属専任教員を法科大学院における必置専任教員として配置する必要がある。

（例）入学定員が 60 人以下の法科大学院

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12



専属
2人以上

必置内兼務可能専任教員
→ 10人までは学士課程との兼務可能

2. 入学定員が 60 人を超える法科大学院

収容定員に応じて設定されている。

【修士】 学生 20 人につき 1 人の専任教員を必置
収容定員（240人）÷20=12人

【法科大学院】 学生 15 人につき 1 人の専任教員を必置
収容定員（240人）÷15=16人

法科大学院について上乗せして規定されている修士課程との差分である4人以上は法科大学院でのみ専任とされる専属専任教員を法科大学院における必置専任教員として配置する必要がある。

（例）収容定員 240 人の法科大学院

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16



専属
4人以上

必置内兼務可能専任教員
→ 12人までは学士課程との兼務可能

（参考）規模別必置専任教員数

入学定員 (A)	収容定員 (A) × 3	修士課程 必置専任教員数 (M)	法科大学院 必置専任教員数 (P)	うち、 専属専任教員数 (P) - (M)	うち、 兼務可能 専任教員数
60人	180人	10人以上	12人以上	2人以上	10人以内
80人	240人	12人以上	16人以上	4人以上	12人以内
100人	300人	15人以上	20人以上	5人以上	15人以内
160人	480人	24人以上	32人以上	8人以上	24人以内
240人	720人	36人以上	48人以上	12人以上	36人以内